

神奈川県スマート農業推進事業実施要領

第1 目的

この要領は、神奈川県スマート農業推進事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 事業の実施

1 間接補助事業

要綱別表第1の補助事業者のうち、市町村が補助事業者となり、事業実施主体に対し、間接的に補助を行う場合をいう。この場合、特に定めのない限り、事業実施主体から県への書類等の提出及び県から事業実施主体への通知等は市町村長を経由するものとする。

2 補助対象

補助金等の交付の対象経費等は要綱別表第1及び次のとおりとする。

- (1) 補助対象機器に付随するアタッチメント及び複合環境制御盤と一体となって導入する環境モニタリング装置、自動換気装置やヒートポンプ等の環境制御装置等。ただし、燃油暖房機は補助対象外とする。
- (2) 原則新品とするが、中古農業機械等(法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数をいう。以下同じ。)から経過期間を差し引いた残存年数(年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。)が2年以上の農業機械等をいう。)も対象とすることができるものとする。
- (3) 補助金の交付決定があった日の属する県の会計年度の3月30日までに機器等の導入設置及び支払いを完了することを条件とする。ただし、作型等の栽培上の都合により、やむを得ない理由で期限までに機器等の設置ができない場合は、設置が可能となった後、速やかに設置することとし、設置費用は補助対象経費に含めないものとする。

第3 成果目標の設定

1 先進的産地育成事業

成果目標は労働時間あたり生産量の40%以上増加とし、目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

2 小型農業機械電動化・自動化支援事業

成果目標は以下に掲げる成果目標から一つ設定するものとし、目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

- ア 10aあたり収量の10%以上の増加
- イ 10aあたりの作業時間の10%以上削減
- ウ 経営面積の10%以上増加
- エ 生産量の10%以上増加
- オ 年間販売額の10%以上増加

第4 要件等

事業実施における要件及び留意事項は次のとおりとする。

- 1 補助事業者が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本事業の対象外とする。
- 2 補助事業者が、過去に本事業を含む県の事業や国庫補助事業により導入した機器の単純更新については、本事業の対象外とする。
- 3 機器の導入にあたっては、希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は見積もり合わせ等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。(中古農業機械の導入時は除く。)
- 4 助成対象となる機械は動産総合保険等の保険(天災等に対する補償を必須とする。)への加入に努めるものとする。
- 5 補助事業者は、県が行う調査等について協力するものとする。

第5 事業実施までの手続

1 事業計画等の提出

(1) 計画作成にあたって、他事業との関連等を考慮し、次の事項に留意するものとする。

ア 神奈川県都市農業推進条例、かながわ農業活性化指針等、関連する県計画の趣旨との整合性

イ 補助事業により導入する機器等の規模、利用計画の妥当性

(2) 補助事業者は、神奈川県スマート農業推進事業計画書(様式1。以下「計画書」という。)を作成し、別に定める期日までに地域県政総合センター所長(横浜市、川崎市にあっては横浜川崎地区農政事務所長。以下「所長」という。)に提出するものとする。

(3) 補助事業者から計画書の提出を受けた所長は、チェックリスト(参考様式7)を用いて書類を確認し、環境農政局農水産部長(以下「農水産部長」という。)に報告する。

2 事業の決定等

(1) 農水産部長は、所長から提出された計画書の県の補助額を集計し、予算の範囲内で、事業の内容が適切であると認められる場合は、要望額のとおり計画承認(参考様式1)し、その結果を所長に通知するものとする。なお、予算を超過する場合は、燃油を使用しない機器を導入する場合を優先とし、別表のポイントの合計が上位の順に採択するものとする。ただし、間接補助事業は事業実施主体ごとにポイントを算定し、順位を決定する。ポイントの合計が同じ申請が複数あった場合は、補助対象経費あたりの受益面積が広いものから採択するものとする。

(2) (1)の通知を受けたときは、所長は速やかに、該当補助事業者に計画承認及び補助額を通知するものとする。

3 補助金交付申請

- (1) 補助事業者は別に定める期日までに、補助金交付申請書（要綱第1号様式。以下「申請書」という。）を所長に提出するものとする。
- (2) 所長は、補助事業者から提出された申請書の内容を確認するとともに、速やかに農水産部長に報告するものとする。
- (3) 農水産部長は、補助事業者について、要綱第6条の2に基づき神奈川県警察本部長に対して確認を行い、結果を所長に通知するものとする。

4 補助金の交付決定

- (1) 所長は、補助金の交付等に関する規則（以下「規則」という。）第6条に基づき、交付決定及び通知（参考様式2）するものとする。
交付決定にあたっては、申請書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を確認するものとする。
- (2) 所長は、交付決定後速やかに前項の書類の写しを農水産部長に報告するものとする。

第6 事業の実施

1 事業の着手

- (1) 事業の着手は、原則として補助金交付決定後とする。所長の交付決定通知前に事業着手する場合には、補助事業者は、補助金交付決定前事業着手届（様式2）を提出するものとする。
- (2) 補助金交付決定前事業着手届の提出期限は、補助事業等に係る契約締結（発注）前とする
- (3) 所長は補助金交付決定前事業着手届を受理したときは、速やかにその旨を農水産部長に報告するものとする。
- (4) 事業の着手年月日は、機器等の発注日とする。

2 事業計画の変更

- (1) 要綱第9条に定める事業の中止、廃止等が発生する場合は、変更（中止、廃止）承認申請書（要綱第3号様式。以下「変更承認申請書」という。）を所長に提出するものとする。
- (2) 所長は、変更承認申請書の内容が適切であるか確認し、補助事業者に変更承認及び変更交付決定を通知（参考様式3）する。ただし、補助額の増減を伴う変更については、速やかに変更承認申請書と計画書を農水産部長に報告し、調整した後で変更承認及び交付決定を行う。
- (3) 所長は、変更承認後速やかに変更承認申請書の写しを農水産部長に報告する。

3 実施状況の報告

要綱第11条に定める事業実施状況報告書（要綱第4号様式）の提出を受けた所長は、2月6日までに農水産部長に報告するものとする。

第7 事業完了後の手続き

1 年度内履行確認の実施

所長は、要綱第 12 条により提出された実績報告書に基づいて、実施年度内に補助事業履行確認書（様式 3）により履行確認を行うものとする。ただし、年度内に額の確定がなされた場合を除く。

2 実績報告書の提出

(1) 要綱第 12 条に定める実績報告書は事業完了の日から 30 日以内を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する県の会計年度の 3 月 30 日のいずれか早い日までに、次の書類を添付して提出するものとする。

ア 事業内容がわかる写真

※施設等への設置を要する機器の場合は、導入した機器が 3 月 30 日までに施設に施工されていれば、設置状況の写真を添付する。第 2 の 2 の (3) ただし書きにより設置に至らなかった場合は、設置前の機器の写真を添付する。設置可能となった後は速やかに設置し、設置状態の写真を機器施工完了届(参考様式 4)にて所長あて報告する。

イ 補助事業に係る収支を証する書類（領収書等）の写し

ウ その他参考となる資料

(2) 規則第 17 条に規定する財産の取得等を伴う補助事業については、実績報告書の提出にあたって財産管理台帳の写しを添えるものとする。

3 完成確認検査の実施

(1) 所長は、実績報告書等を受理した場合に、当該報告書等の書類審査及び現地調査等により、その報告に係る補助事業等の内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するか補助事業検査記録簿（参考様式 5）を参考に完成確認検査（以下「検査」とする。）を実施するものとする。

(2) 検査は、原則として現地確認を行うものとする。なお、間接補助事業として実施する場合は、市町村長が行う検査に同行することが適当である。

4 額の確定

(1) 検査の結果は、補助事業完成確認検査調書（参考様式 6）にとりまとめ、適正と認められたときは、所長は補助金等の額を確定するものとする。

(2) 額の確定通知については、すでに通知している交付決定額と確定額が相違する場合のみ行うものとする。

(3) 所長は、額の確定を行ったときは、実績報告書の写し及び補助事業完成確認検査調書の写しを添付し、速やかにその旨を農水産部長に報告するものとする。

第 8 関係書類の整備

1 補助事業者は、補助事業等の実施に係る関係書類等を整理し、事業実施年度の翌年度から 10 年間保存するものとする。

2 なお、関係書類等の保存期間が満了しない間に補助事業者が継続できない場合は、その権利義務を継承する者（権利義務を継承する者がいない場合は知事）に関係書類を引き継ぐものとする。

第9 目標達成状況報告

- 1 補助事業者は、事業実施年度の翌年度から目標年度までの間、各年度の目標達成状況について、当該年度の翌年度の5月末日までに、神奈川県スマート農業推進事業目標達成状況報告書（様式4。以下「目標達成状況報告書」という。）を作成し、所長に報告するものとする。ただし、小型農業機械電動化・自動化支援事業の場合は、目標年度の達成状況のみ報告するものとする。
- 2 所長は、実施状況報告書を受領した場合には必要に応じて現地調査等を行い、内容について確認し、その結果について目標達成状況報告書を添付のうえ、農水産部長に6月末日までに報告するものとする。
- 3 目標年度において目標が達成されない場合、補助事業者は、事業実施年度の目標年度からその翌々年度までの間、各年度の目標達成状況について、当該年度の翌年度の5月末日までに、目標達成状況報告書を作成し、事業評価を行い所長に報告するものとする。
- 4 所長は、報告を受けた目標達成状況及び事業評価について点検し、その結果を6月末日までに農水産部長に報告するものとする。所長は、事業計画目標に対して事業実施状況が不十分である場合は、目標が達成できるように補助事業者等に対して適切に指導するものとする。

第10 補助金の返納

- 1 補助事業者は、補助金を受けた後に要綱及びこの要領に定める事項を満たさないことが判明した場合には、所長に当該補助金の一部又は全部を速やかに返納しなければならないものとする。
- 2 所長は、返還額が生じることが明らかになった時は、補助金の一部又は全部を減額し、すでに交付された補助金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

第11 予算の調整等

農業振興課は、予算の効率的な執行及び公平な補助金執行を担保するため、地域県政総合センター及び横浜川崎地区農政事務所と連携を図りつつ、補助金の執行にあたり総合的な調整を行うことができるものとする。

第12 関係所管課の協力

本事業を実施するにあたり、地域県政総合センター及び横浜川崎地区農政事務所が県の施策との整合の確認や、専門的な知見による意見を要するときは、必要に応じて関係所管課に意見を求めることができるものとする。

第13 その他

本事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、農水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年8月7日から施行する。

この要領は、令和5年11月14日から施行する。

別表 ポイント表

1 先進的産地育成事業

<p>成果目標に係る ポイント</p>	<p><労働時間あたりの生産量の増加> 80%以上・・・10ポイント 70%以上・・・8ポイント 60%以上・・・6ポイント 50%以上・・・4ポイント 40%以上・・・2ポイント</p>
<p>受益面積に係る ポイント</p>	<p><受益面積（水稲）> 50ha 以上・・・10ポイント 40ha 以上・・・8ポイント 30ha 以上・・・6ポイント 20ha 以上・・・4ポイント 10ha 以上・・・2ポイント</p> <p><受益面積（露地野菜・露地花き・鑑賞樹・果樹・茶・水稲以外の土地利用型作物）> 10ha 以上・・・10ポイント 8 ha 以上・・・8ポイント 6 ha 以上・・・6ポイント 4 ha 以上・・・4ポイント 2 ha 以上・・・2ポイント</p> <p><受益面積（施設野菜・施設花き）> 0.5ha 以上・・・10ポイント 0.4ha 以上・・・8ポイント 0.3ha 以上・・・6ポイント 0.2ha 以上・・・4ポイント 0.1ha 以上・・・2ポイント</p>
<p>導入する技術に係る ポイント</p>	<p><かながわスマート農業・水産業推進プログラム（以下、プログラム）> プログラムに記載されている技術を導入する場合・・・5ポイント</p> <p><導入技術の数> 6種類以上・・・10ポイント 5種類・・・8ポイント 4種類・・・6ポイント 3種類・・・4ポイント 2種類・・・2ポイント</p>

2 小型農業機械電動化・自動化支援事業

<p>成果目標に係る ポイント</p>	<p><10 a あたり収量の増加> 40%以上・・・8ポイント 30%以上・・・6ポイント 20%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント</p> <p><10 a あたりの作業時間の削減> 40%以上・・・8ポイント 30%以上・・・6ポイント 20%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント</p> <p><経営面積の増加> 40%以上・・・8ポイント 30%以上・・・6ポイント 20%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント</p> <p><生産量の増加> 40%以上・・・8ポイント 30%以上・・・6ポイント 20%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント</p> <p><年間販売額の増加> 40%以上・・・8ポイント 30%以上・・・6ポイント 20%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント</p>
<p>導入機器に係る ポイント</p>	<p><電動化・自動化した機器の導入> 自動操舵機能付きの田植え機・トラクター、環境制御装置、ドローン、汎用自走ロボット、自律型草刈りロボット、自動防除機を導入する場合・・・3ポイント</p>
<p>経営管理の高度 化に係るポイン ト</p>	<p><法人化への取組> 法人化している場合・・・2ポイント</p>

	<p><GAP 又は農場 HACCP 認証の取得> GLOBALG. A, P 又は ASIAGAP 又は農場 HACCP の認証を取得している場合・・・ 2 ポイント</p> <p><農業版事業継続計画（BCP）の策定> 農業版事業継続計画（BCP）を策定している場合・・・2 ポイント</p> <p><青色申告> 青色申告を行っている場合・・・2 ポイント</p>
脱炭素化に係る ポイント	<p><有機 JAS 認証の取得> 有機 JAS の認証を取得している場合・・・2 ポイント</p> <p><省エネ機器の導入> 温室効果ガスの削減に資する機器を導入している場合・・・2 ポイント</p>
女性の取組に係る ポイント	<p><女性の経営参画> 申請者が以下のいずれかに該当している場合・・・2 ポイント</p> <p>（1）女性農業者（自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者）</p> <p>（2）代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織</p> <p>（3）法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っている場合に女性が当該部門の責任者であるもの</p>

(様式1)

番 号
年 月 日

神奈川県知事 殿
〇〇地域県政総合センター所長
横浜川崎地区農政事務所長

住所又は所在地
氏名又は団体の名称

神奈川県スマート農業推進事業計画書の提出について

このことについて、別添のとおり提出します。

神奈川県スマート農業推進事業計画書

(先進的産地育成事業)

1 補助事業者

ふりがな	
団体名及び代表者名	
所在地	〒
連絡先	電 話： ()
	携帯番号： ()
	ファクシミリ： ()
	E - mail：

2 産地の概要

		面積(a)		主な品目	
		露地	施設		
経営 耕地	水田				
	普通畑				
	樹園地	果樹			
		茶園等			
	計				
	耕地計				

3 事業内容

(1) 取組内容

--

(2) 導入機器

補助対象機器	内容 (機械名、規格等)	金額 (円)	対象作目	受益面積 (a)

(3) 補助額

補助対象経費 総額	(単位：円)				
	うち 県補助金	うち 市町村補助金	うち 自己資金	うち 融資	うち その他

4 目標

(1) 目標値

	現状 (年度)	目標 (年度)	増減・備考	ポイント
労働時間あたり生産量の増加	t / 時間	t / 時間	%増	
受益面積の増加 (作物：)	ha	ha	ha 増	
導入する技術の数		種類		
プログラムに記載されている技術を導入				
ポイント計				

※該当がない場合は記載しない。

※ポイント欄は別表に基づいて記載する。

(2) 目標値の算出根拠

①労働時間あたり生産量の増加の根拠

②受益面積の増加の根拠

③導入する技術の種類

※該当がない場合は記載しない

5 添付資料

- ・団体の規約及び役員名簿又は構成員名簿
- ・導入する機器等の見積書やカタログ、設置場所の地図等
- ・目標に記載したことが確認できる資料

神奈川県スマート農業推進事業計画書

(小型農業機械電動化・自動化支援事業)

1 補助事業者

ふりがな	
氏名 (又は団体名及び代表者名)	
住所 (又は所在地)	〒
連絡先	電話：()
	携帯番号：()
	ファクシミリ：()
	E-mail：

2 経営の概要

		面積(a)		主な品目	
		露地	施設		
経営 耕地	水田				
	普通畑				
	樹園地	果樹			
		茶園等			
		計			
		耕地計			

3 事業内容

(1) 取組内容

(2) 導入機器

補助対象機器	内容 (機械名、規格等)	金額 (円)	対象作目	受益面積 (a)

※アタッチメントを購入する場合は、その内容も記載すること。

(3) 補助額

補助対象経費 (単位：円)				
総額	うち 県補助金	うち 自己資金	うち 融資	うち その他

4 目標

(1) 目標値

	現状 (年度)	目標 (年度)	増減・備考	ポイント
成果目標 ()				
電動化・自動化した 機器の導入				
法人化への取組			年法人化	
GAP 又は農場 HACCP 認証の取得			年取得	
B C P の策定			年策定	
青色申告				
有機 JAS 認証の取得			年取得	
省エネ機器の導入				
女性の経営参画				
ポイント計				

※成果目標は1つ設定する。

※新規就農者など、現状値がない場合は現状値の記入は不要。

※該当がない場合は記載しない。

※ポイント欄は別表に基づいて記載する。

(様式2)

番 号
年 月 日

神奈川県知事 殿
〔〇〇地域県政総合センター所長〕
横浜川崎地区農政事務所長

住所又は所在地
氏名又は団体の名称

補助金交付決定前事業着手届

神奈川県スマート農業推進事業費補助金に係る別添事業について、次の条件を了承のうえ、補助金交付決定前に着手したいので届け出ます。

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとします。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がありません。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行いません。

事業内容	補助対象 経費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理 由

(様式3)

部長	課長	課員	主任

補助事業履行確認書

事業名	
事業主体	
交付決定額	
着手年月日	
完了年月日	

上記の事業について、計画どおり履行されていることを確認しました。

年 月 日

確認者 (職)
(氏名)

(注) 回議欄については必要に応じ、変えるものとします。

(様式4)

番 号
年 月 日

神奈川県知事 殿
〔〇〇地域県政総合センター所長〕
〔横浜川崎地区農政事務所長〕

住所又は所在地
氏名又は団体の名称

神奈川県スマート農業推進事業目標達成状況報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付で交付決定を受けた神奈川県スマート農業推進事業補助金に係る補助事業の〇〇年3月末日現在における目標達成状況を、次のとおり報告します。

1 取組内容

2 目標の達成程度

	計画時の状況 (年度)	2年目の状況 (年度)	3年目の状況 (年度)	目標(3年目) (年度)
成果目標 ()				
受益面積の増加 (作物:)				

※小型農業機械電動化・自動化支援事業の場合は、受益面積の増加の欄は記載しない。

3 目標達成に対する自己評価と今後の改善点

- (注) 1 目標の達成程度に記載したことが確認できる資料を添付する。
2 3は目標年度の翌年度の報告時に記載する。

(参考様式1)

番 号
年 月 日

〇〇地域県政総合センター所長 殿
(又は横浜川崎地区農政事務所長)

環境農政局農水産部長

神奈川県スマート農業推進事業の計画承認について

このことについて、神奈川県スマート農業推進事業について、神奈川県スマート農業推進事業実施要領第5の2の(1)に基づき、次のとおり承認します。

(単位：千円)

補助事業者名	要望額	今回承認額

(問合せ先)

(参考様式2)

神奈川県スマート農業推進事業補助金交付決定通知書

〇〇第〇〇号

〇年〇月〇日

補助事業者名 殿

〇〇地域県政総合センター所長

(又は横浜川崎地区農政事務所長)

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のありました標記補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。)第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額 〇〇〇〇円

2 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業の内容及び補助事業の経費の配分は申請のとおりとします。これを変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。ただし、事業費の30%以内の変更についてはこの限りではありません。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに報告しその指示を受けなければなりません。
- (4) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収することがあります。
ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき
イ 補助金等を他の用途に使用したときその他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示、若しくは命令に違反したとき
- (5) この補助金は、事業実績報告書に基づき、精算交付します。
- (6) その他規則、神奈川県スマート農業推進事業補助金交付要綱及び神奈川県スマート農業推進事業実施要領の定めるところに従うこと。

- 3 この補助金に係る実績報告は、実績報告書に次の書類を添えて、事業完了の日から 30 日以内を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する県の会計年度の 3 月〇日までのいずれか早い日までに知事に提出しなければなりません。また、この際に消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかなきは、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。この精算の結果、補助金に残額が生じた場合は、速やかに返還しなければなりません。
- (1) 事業内容が分かる写真
 - (2) 補助事業に係る収支を証する書類（領収書等）の写し
 - (3) その他参考となる資料
- 4 消費税の申告により当該補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、消費税仕入控除税額報告書を速やかに県に提出しなければなりません。また、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定し、これを補助額から減額する必要がある場合には、その全部又は一部を減額又は県に返還することとなります。
- 5 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄することはできません。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間を経過した場合はこの限りではありません。
- 6 規則第 17 条の規定により、知事の承認を得て処分したことにより収入があったときは、当該収入のうち補助金に係る部分の返還を命じることがあります。
- 7 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類、補助金交付決定通知、事業実績報告書及びその添付書類、財産管理台帳等の関係書類を、事業実施年度の翌年度から 10 年間、又は処分制限期間を経過していないものについては、処分制限期間において保管しなければなりません。なお、関係書類等の保存期間が満了しない間に補助事業者が継続できない場合は、その権利義務を継承する者（権利義務を継承する者がいない場合は知事）に関係書類を引き継がなければなりません。
- 8 所在地又は代表者を変更したときは、速やかに文書をもって知事に届け出なければなりません。
- 9 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この交付決定通知書を受領した日から起算して 10 日以内に申請の取り下げをすることができます。
- 10 規則の定めにより知事に提出する書類の部数は一部とします。

(問合せ先)

(参考様式3)

第 号
年 月 日

補助事業者名 様

神奈川県知事
〔地域県政総合センター所長
又は横浜川崎地区農政事務所長〕

神奈川県スマート農業推進事業 変更承認及び変更交付決定通知書

年 月 日付けで提出されました事業変更（中止、廃止）承認申請書の内容を審査した結果、変更を承認しましたので通知します。

また、補助金額については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額

既決定額 円

今回の変更（追加・減額）決定額 円

2 補助条件

- (1) この補助金変更の対象となる事業の内容は、申請のとおりとします。
- (2) この変更決定に伴う補助金の交付は、実績報告書に基づき、精算交付します。
- (3) この変更決定の内容又は条件に不服があるときは、この変更決定通知書を受理した日から起算して10日以内に申請の取り下げをすることができます。
- (4) その他の交付条件については、年 月 日付けの交付決定通知書のとおりとします。

(問合せ先)

※ 下線部は、補助金額が変更された場合のみ記載

(参考様式4)

神奈川県知事 殿

〔〇〇地域県政総合センター所長〕
〔横浜川崎地区農政事務所長〕

住所又は所在地

氏名又は団体の名称

機器施工完了届

〇〇年〇〇月〇〇日付けで交付決定を受けた神奈川県スマート農業推進事業補助金に係る補助事業について、施工完了しましたので報告します。

1 導入した機器

2 設置完了日

添付資料

・施工後の写真

(参考様式5)

補助事業検査記録簿

第1章 事業名

事業名	
補助事業者・代表者名	
事業種目名 事業内容	
事業着手年月日 事業終了年月日	

第2章 事務手続き及び経理状況

1 計画書等

	補助事業者 提出年月日	県 通知年月日	事業費 円	補助金額 円	事業概要・備 考
事業計画	・ ・				
計画承認		・ ・			
事前着手届	・ ・				
実施状況報告	・ ・				

2 補助金交付事務等

	補助事業者 提出年月日	県 通知年月日	事業費 円	補助金額 円	備 考
交付申請	・ ・				
交付決定		・ ・			
変更交付申請	・ ・				
変更交付決定		・ ・			
実績報告	・ ・				

3 補助金の受入れ状況等

	収入年月日	金額	支出年月日	金額	備考
県補助金	・ ・	円	・ ・	円	
市町村補助金	・ ・	円	・ ・	円	
計					

第3章 機械・施設導入設置

機械施設名	規模	検討状況	見積業者名

(参考様式6)

補助事業完成確認検査調書

検査日 年 月 日

検査者(職)
(氏名)
(職)
(氏名)

事業名				
補助金交付先				
補助事業者名				
		交付決定	実績	増減及び返還額
事業内容及び事業量				
事業費		円	円	円
補助率				
補助金		円	円	円
補助金以外の負担 担区分	市町村費	円	円	円
	その他	円	円	円
交付決定年月日				
事業着手年月日	年 月 日	年 月 日		
事業完了年月日	年 月 日	年 月 日		
計画変更の有無				

(参考様式7) 神奈川県スマート農業推進事業チェックリスト(計画書提出時)

区分	確認項目	補助事業者チェック欄		地域農政 推進課 チェック 欄	農業 振興課 チェック 欄
			確認資料		
共通	要綱別表第1の事業実施主体である。		・添付資料		
	事業内容は、交付要綱及び実施要領に規定されている補助対象経費となっているか。		・事業計画書等 ・交付要綱及び実施要領		
	補助対象経費総額及び県補助金の計算方法は正しく計算されているか。		・事業計画書等		
	課税事業者の場合、消費税相当額が補助金に含まれていないか。		・事業計画書等		
	中古機械の場合は耐用年数が2年以上残っているか。		・事業計画書等		
整合性・ 妥当性	神奈川県都市農業推進条例、かながわ農業活性化指針等、関連する県計画の趣旨に整合しているか。		・事業計画書等 ・県条例、活性化指針、県関連計画		
	補助事業により導入する機器の規模、利用計画は妥当か。		・事業計画書等 ・関連資料		
	交付要綱、実施要領に適合しているか。		・事業計画書等 ・関連資料		
目標設定	目標は、要領第3のとおり適切に設定されているか。		・事業計画書等 ・実施要領		

注1:チェック欄には✓を記入する。

注2:該当しない場合は、「該当なし」と記入する。